

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 役員退職慰労金

役員退職慰労金の支給に際し、その支給方法等について留意すべき事項はつぎのとおりです。

1. 役員退職慰労金の位置づけ

1) 会社法上

法的性質	実務上の一般的な取扱い
<p>会社法上「報酬等」に含まれます。支給が金銭による場合は確定額もしくは算定方法を、金銭以外のもの場合はその内容を、定款で定めるか株主総会決議で決定する必要があります。</p>	<p>実務上、取締役会に一任する株主総会決議を行うことが一般的です。無条件に一任することは認められませんが、一定の基準を「役員退職慰労金規程」等で示して、具体的な金額、時期、支払方法などは取締役会が当該基準によって定めるべきものとして、その決定を取締役に任せる株主総会決議は有効です。</p>

2) 税務上

退職金が法人税法上、損金になるためには退職の事実及び債務の確定（株主総会決議または一任決議に基づく取締役会決議など）が必要になります。ただし、退職給与の支払った日の属する事業年度での損金算入も認められています。

2. 特殊な支給内容

No	支給内容	法務上の手続	税務上の留意点
1	規定外増減	株主総会決議の決定による増額・減額は可能です。	過大退職金でないかぎり、株主総会決議時もしくは支給時の損金になります。
2	現物支給	「退職慰労金規定」等内規に記載がないかぎり、株主総会決議が必要です。	退職金の支給に相当する額は、現物の時価相当額となります。簿価と時価の差額は譲渡損益として認識します。現物支給でも、源泉税は必要なので「現物の時価相当額+源泉税額」が支給総額になります。
3	定期金払い		退職年金払いとして、支給する時期の損金とされます。受給した退職者にとっては、退職時の退職所得でなく、受領時の雑所得となります。
4	役員退職慰労金制度廃止 + 打切り支給	役員退職慰労金制度の廃止 ⇒取締役会決議 打切り支給 ⇒株主総会決議	支給時期が退任後であれば役員退職給与として損金算入可能ですが、退任前の支給の場合、退職の事実がないため通常の役員給与として損金不算入の社外流出項目になります。

お見逃しなく！

実質的に「定期金払い」であっても、株主総会の決議に基づき、長期末払金として支給総額を費用（退職金）計上した上で、この退職所得額にかかる源泉税を徴収すれば、税務上、退職金額全額を一括して決議のあった期の損金にすることができます。また、受給者側は、雑所得ではなく、退職所得として認識します。